

第24回軽米町議会定例会

平成30年 6月11日(月)

午前10時09分 開会

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 4 議案第 2号 軽米町税条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 3号 和解に関し議決を求めることについて

日程第 6 議案第 4号 平成30年度軽米町一般会計補正予算(第1号)

日程第 7 議案第 5号 平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○出席議員（12名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	7番	茶屋隆君
8番	大村税君	9番	松浦満雄君
10番	本田秀一君	11番	細谷地多門君
13番	山本幸男君	14番	松浦求君

○欠席議員（2名）

6番	館坂久人君	12番	古館機智男君
----	-------	-----	--------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	藤川敏彦君
総務課総括課長	吉岡靖君
税務会計課総括課長	小笠原亨君
町民生活課総括課長	川島康夫君
健康福祉課総括課長	坂下浩志君
産業振興課総括課長	小林浩君
地域整備課総括課長	川原木純二君
再生可能エネルギー推進室長	戸田沢光彦君
水道事業所長	川原木純二君
教育委員会教育長	菅波俊美君
教育委員会事務局総括次長	堀米豊樹君
選挙管理委員会事務局長	吉岡靖君
農業委員会会長	西館徳松君
農業委員会事務局長	小林浩君
監査委員	竹下光雄君
監査委員事務局長	小林千鶴子君

○職務のため議場出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小林千鶴子君
議会事務局主査	鶴飼義信君
議会事務局主任	川島幸徳君

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦 求君） おはようございます。会議に入るに先立ち、町長より申し出があり、毎週木曜日は自殺予防啓発の一環として、青いポロシャツを職員が着用することを許可しましたので、お知らせいたします。

次に、4月1日付の人事異動で機構改革がありましたので、説明員として出席する職員をご紹介します。

最初に、総括課長からご紹介をいたします。

総務課総括課長並びに選挙管理委員会事務局長併任、吉岡靖君。

税務会計課総括課長並びに会計管理者兼務、小笠原亨君。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

産業振興課総括課長並びに農業委員会事務局長併任、小林浩君。

地域整備課総括課長並びに水道事業所長併任、川原木純二君。

再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

議会事務局長並びに監査委員事務局長併任、小林千鶴子君。

次に、担当課長を紹介いたします。

総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

総務課総務担当課長、小笠原達夫君。

税務会計課課税担当課長、福島貴浩君。

税務会計課収納・会計担当課長、松山篤君。

町民生活課総合窓口担当課長、福田浩司君。

町民生活課町民生活担当課長、坂本修君。

健康福祉課福祉担当課長、角田貴浩君。

健康福祉課健康づくり担当課長並びに健康ふれあいセンター所長兼務、大西昇君。

産業振興課農政企画担当課長、長瀬設男君。

産業振興課農林振興担当課長、日脇邦昭君。

産業振興課商工観光担当課長、畑中幸夫君。

地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。

地域整備課上下水道担当課長、中村勇雄君。

教育委員会事務局教育総務担当次長、工藤薫君。

教育委員会事務局生涯学習担当次長、大清水一敬君。

以上で紹介を終わります。

ここで担当課長は退席いたします。

それでは、ただいまから第24回軽米町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、欠席者の報告をいたします。古舘機智男君、舘坂久人君の両名から欠席する旨の届け出がありました。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時09分)

◎諸般の報告

○議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から、議案5件及び各課の事務報告書の提出がありました。

同じく町長から、地方自治法施行令第146条第2項に基づく平成29年度軽米町繰越明許費繰越計算書、また地方公営企業法第26条第3項に基づく平成29年度軽米町水道事業会計予算繰越計算書の提出による報告がありました。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく町が出資している法人、株式会社軽米町産業開発の経営状況及び一般財団法人軽米教育施設運営会の経営状況についての説明資料の提出がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、中村正志君、茶屋隆君、山本幸男君の3名であります。いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、平成30年2月分から4月分までに係る現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配付してございます。

また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しをお手元に配付してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、6月4日午前10時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より6月19日までの9日間とし、議案5件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

次に、管外から郵送により陳情書1件と要望書1件の提出がありましたので、資料としてお手元に配付してございます。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は、お手元に印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎政務報告

○議長（松浦 求君） 町長から政務報告の申し出がありました。これを許します。
町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに、平成30年6月定例町議会が開催されるに当たり、主な政務についてご報告を申し上げます。

初めに、再生可能エネルギー発電事業の取り組みについて申し上げます。米田地区の軽米尊坊ソーラーにつきましては、5月22日、地権者や工事関係者、約120名の出席のもと、起工式が行われたところであり、現在作業道の拡幅工事に着手しており、年内は伐採、防災工事、調整池の設置を進める予定となっております。

山内地区の軽米西・軽米東ソーラーについては、調整池の設置工事、造成工事、パネルの設置工事が工区ごとに進行しており、平成31年の売電開始に向けて順調に工事が進んでおります。

高家地区につきましては、林地開発の許認可の申請に向け、協議を進めているところでございます。

次に、かるまい交流駅（仮称）整備事業について申し上げます。実施設計業務につきましては4月20日に委託契約を締結し、4月25日から業務に着手しております。6月4日には、第10回建設検討委員会を開催し、昨年策定した基本設計内容の確認、町民の皆様方から意見箱に出されたご意見やご提案等についての検討及び先進地視察研修会の日程等についてご検討いただいております。今後は、委員会等のご意見を参考としながら、実施設計の最終案を年度内に策定したいと考えております。

また、供用開始以降の館内各施設の運営方針につきましても、検討委員会を設置するなど実施設計の策定に並行して検討してまいることとしております。

火葬場整備事業について申し上げます。本年度予算計上しております調査測量設計業務につきましては、年度内に基本設計及び詳細設計を完了することとし、5月17日に委託契約を締結し、調査及び測量作業に着手しており、平成31年度の工事着手に向け、関係業務を取り進めてまいります。

社会福祉法人軽米町社会福祉協議会が進めております特別養護老人ホームいちい荘の整備事業につきましては、同協議会と町の職員で構成する特別養護老人ホームいちい荘整備事業推進部会を中心に、その順調な事業進捗を支援しているところであります。基本設計業務を終え、今月中旬には詳細設計業務にかかわる入札会が実施されると聞いております。

機構改革について申し上げます。事務事業のスピードアップや各課の横断的な政策機能の向上を目的とした機構改革につきましては、本年4月1日から施行したところであります。課内の業務や経営会議も活発化し、有効に機能していると評価しております。

また、同じく4月1日から小軽米、晴山出張所の開所時間を午前9時から午後4時まで変更しております。これまで苦情や問い合わせなどはいただいておりますが、出張所の業務時間短縮による不便が生じないよう、本庁で行っております毎週水曜日の予約による諸証明の受取時間延長制度の周知を図るなど、町民の皆様の利便性の維持向上に努めてまいります。

次に、百人委員会について申し上げます。平成27年度において設置いたしました百人委員会につきましては、本年度2期目2年目となり、提言書をまとめていただくこととしております。本年度も全庁を挙げて対応する体制とし、より活発な議論のもとに提言等をまとめていただけるよう対応してまいります。

総合戦略推進委員会について申し上げます。平成31年度までの5年間を計画期間とした総合戦略につきましては、後半に突入したところでありますが、本年度におきましても産業関係や金融機関、学識経験者、マスコミ関係者等、多分野にわたる町内外の委員で構成する総合戦略推進委員会において、重要業績評価指標等の検証あるいは事業のあり方などについて協議いただき、各事業の充実に努めてまいります。

地域における自主防災組織の結成状況についてご報告申し上げます。県内最低の組織率とされておりました自主防災組織につきましては、本年2月に開催した自主防災にかかわる講演会以降、4地区において結成をいただき、5月末で40.3%となっております。今後も全地区での結成を目標に、積極的な働きかけを実施してまいります。

また、老朽化が著しい防災行政無線は、本年度において全ての設備を更新することとし、第4期工事として61カ所の子局のデジタル化に向け、その手続を進めているところでございます。

企業誘致の取り組みについて申し上げます。旧笹渡小中学校校舎に誘致した軽米植物工場「レタスの学校」につきましては、稼働率30%ほどとなっております。今月下旬には学校給食用に食材を提供していただき、軽米小学校において児童と生産者との給食交流会を開催する予定となっております。

交通安全対策事業について申し上げます。平成29年中における当町の交通事故の発生状況は、人身事故件数が前年より3件増の5件で、負傷者が4名、死者1名、自転車での単独事故による死者1名となっております。物損事故にあつては、40件増の164件発生しております。人身、物損事故ともに増加し、死亡事故も発生

するなど、非常に危惧すべき状況となっております。交通安全母の会連絡協議会や交通安全対策協議会を通じ、「交通安全は家庭から」の言葉をもとに、家庭や地域における交通安全運動を改めて推し進め、交通事故のない安全な地域社会の実現のため、関係機関、団体等と連携を図りながら、歩行者、運転者に対する交通事故防止と飲酒運転撲滅の啓発を推進してまいります。

防犯対策事業について申し上げます。特殊詐欺が疑われる電話等に係る相談が寄せられていることから、還付金詐欺や架空請求詐欺などの被害防止のため、防災行政無線等による注意喚起を行うとともに、本年3月、高齢者の孤立や事件事故の防止を図るため、町と二戸警察署の連名で高齢者への配食サービスを行っている株式会社軽米町産業開発に対し、セーフティーサポートデリバリーSSDを委嘱したところであります。高齢者宅へ弁当を配達する際に、軽米駐在所からの安全情報の伝達や、反射材など町からの安全グッズを配付するほか、不安や相談を受けた際には、軽米、晴山、小軽米の各駐在所や町への情報提供により、より細かく、ニーズに応じた素早い警察活動と行政活動に反映させることとしております。

また、近年多発している無施錠による盗難被害の予防のため、昨年に引き続き鶴飼行政区を鍵かけモデル地区に指定し、鍵かけ運動の強化推進に努めております。

次に、児童福祉施策について申し上げます。保育園ごとの入園状況につきましては、6月1日現在で軽米保育園117人、小軽米保育園33人、晴山保育園45人、笹渡保育園10人の入園となっており、各保育園とも順調に運営されております。

小学校の児童を対象とし、放課後の安全と健全育成を目的とした放課後児童クラブにつきましては、常時40人ほどの児童が利用しております。また、小軽米小学校と晴山小学校の児童につきましては、本年度におきましても軽米児童クラブまでのタクシー運行を行っており、15人の児童が利用しております。

高齢者施策について申し上げます。4月1日現在の当町の高齢化率は38.02%と前年度より1.3ポイント上昇しており、高齢化は確実に進んでおりますが、要介護認定者につきましては、昨年度の同時期から22人減少の577人で、うち要支援の認定者は32人減少の73人となっております。要介護認定者のサービス受給者は500人で、41人減少している状況であります。

さらに介護予防を推進し、要介護認定者の減少に努めるとともに、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、生活支援体制の整備と認知症総合支援体制の整備を今年度の重点施策とし、住民が地域でともに支え合う地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

また、介護保険制度の改正により、昨年度4月1日から移行を開始した介護予防事業の介護予防・日常生活支援総合事業は、年度内に問題なく移行し、4月末現在51人の方がサービスを利用しているところであります。

保健事業について申し上げます。生活習慣病予防事業として4月に実施した胃がん検診の受診者は907人と減少傾向にありますが、11月の追加検診に向け、受診勧奨を強化するとともに、5月からは県立軽米病院に精密検査を依頼するなど、事業の充実強化を図っているところであります。

5月から婦人検診、特定健診、肺がん、大腸がん検診を実施しておりますが、いずれの検診につきましても休日、夜間の検診を取り入れるなど受診率の向上を図り、がん、糖尿病、脳卒中等生活習慣病の予防と重症化予防に取り組むこととしております。

自殺者対策について申し上げます。当町の自殺死亡率につきましては、県内で一番高い死亡率となった平成25年以降、減少傾向となっておりますが、国、県と比較し、依然として高い状況にあります。本年度におきまして、全庁的な取り組みとして自殺対策計画を策定するなど、自殺者対策の一層の強化を図ることとしております。

次に、農林振興について申し上げます。農作物全般の生育状況につきましては、今のところ霜やひょうなどの被害もなく、おおむね順調に推移しております。

水稻につきましては、国における平成30年度からの米政策の見直しにより、主食用米の生産数量目標の配分が廃止され、各地域、各生産者で需要に応じた生産を推進することとなっております。当町の主食用米につきましては、栽培適地品種のいわてっこが中食・外食向けの需要が高い状況となっており、昨年度に比較して60ヘクタール程度の飼料用米からの作付転換が見込まれ、320ヘクタール程度の見込みとなっており、飼料用米の最終的な作付面積は180ヘクタール程度と見込んでおります。今後とも水田農業の活性化、農業経営の収益性の確保に向けて、需要に応じた生産を推進するとともに、経営所得安定対策等直接支払交付金の申請漏れがないよう、関係団体と連携し、生産者を支援してまいります。

園芸作物の野菜、花卉等及び工芸作物の葉たばこ、ホップ等につきましても、順調に生育しておりますが、今後とも関係団体と連携した技術指導等により、生産振興を支援してまいります。

畜産について申し上げます。子牛市場の状況につきましては、4月の価格は約76万2,000円で、昨年比で1万4,000円ほどの高値で取引されております。

低コスト生産を推進する町営牧野の運営につきましては、鶴飼牧野を4月27日、米田・八木沢・大平牧野を5月1日に開牧し、昨年よりやや多い黒毛和種119頭を受け入れており、放牧期間中は随時放牧牛馬を受け入れることとしております。

林業振興について申し上げます。5月3日にフォリストパークにおいて林業振興まつりを開催し、岩手木炭のPRや木工体験、シイタケの植菌体験など各種イベントを実施し、悪天候でありましたが、盛況裏に終了することができたところであります。

ます。

また、6月1日には晴山小学校を会場に、全校児童のご協力のもと、第35回グリーンデーを開催し、桜28本の植樹を行い、次世代に引き継ぐ緑豊かな郷土づくりの推進が図られたものと考えております。

日本型直接支払制度について申し上げます。今年度の実施状況は、多面的機能支払交付金事業16組織、中山間地域等直接支払交付金事業31組織、環境保全型農業直接支払交付金事業3組織と、昨年度と同じ組織で実施しており、農業の有する多面的機能の発揮を推進するため、引き続き支援を行ってまいります。

農業人材力強化総合支援事業について申し上げます。農業次世代人材投資事業、経営開始型の給付対象者数は6名、うち夫婦1組となっております。地区説明会等において本制度の周知を図るとともに、関係機関等からの情報把握に努め、新規就農者の経営開始に向けた取り組みを支援してまいります。

また、農地の有効活用につながる機構集積協力金交付事業につきましては、今後とも農地中間管理機構を初め関係機関と連携し、農地の借り入れや貸し付けに関するマッチングを推進しながら、担い手への農業の集積、集約化を推進してまいります。

農地・農業用施設の災害復旧状況について申し上げます。昨年10月の台風21号に伴い被災した農地・農業用施設につきましては、昨年度からの繰り越し予算による農地等小規模災害復旧事業が活用され、復旧工事は順調に進んでいるところであります。

観光事業について申し上げます。森と水とチューリップフェスティバルにつきましては、4月28日から5月15日までの18日間にわたり、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米で開催したところであります。ゴールデンウィーク期間中は、雨天や低温など天気恵まれなかった日もあったものの、メインとなるチューリップが例年より早く咲きそろったこともあり、期間中の来場者は2万1,371人と昨年を2,000人ほど上回る結果となっております。5月3日は、雨の降る中でのステージイベントとなりましたが、7割程度まで咲きそろい、見ごろを迎えたチューリップと一緒に楽しんでいただけたものと思っております。

また、5月13日には、岩手県馬事文化地域連携連絡協議会の協力をいただき、風車塔の前で親子連れなどの来場者を対象に馬とのふれあい乗馬体験や、記念写真撮影会を開催しております。

今後におきましても、早咲きから遅咲きの珍しい品種の球根の更新に努め、5月の大型連休の開花に向けた取り組みや子供からお年寄りまで楽しめるイベント開催等を企画し、多くの来場者から喜んでいただけるような魅力ある園づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

町道整備事業等について申し上げます。継続事業により整備を進めている軽米高家線等4路線については、早期完成に向け、工事発注の準備を進めており、歩道整備を進めている町道下小路保育所線は、今年度で工事を完了する予定であります。町道蛇口蜂ヶ塚線につきましては、来年度からの工事着手を予定し、詳細設計及び用地買収等の準備を進めているところであります。

道路等の維持修繕については、既に一部の舗装修繕工事の発注が終わり、側溝等の修繕についても随時実施しながら、橋梁補修工事定期点検を実施し、町道の適正な維持管理に努め、交通安全確保を図ってまいります。

住環境整備については、町営住宅の建て替え整備を進めるとともに、住宅リフォーム事業についても継続実施し、町民の居住環境の向上と商工業等の活性化を図ることとしております。

公共下水道事業について申し上げます。公共下水道事業につきましては、下水道事業計画の全体的な見直しにより概成に向けた変更手続の準備を進めております。本年度におきましては、引き続き向川原地区の管路布設工事を予定し、工事発注に向け、準備を進めているところであります。

公共下水道の利用につきましては、供用開始区域における下水道の普及促進に努め、公共用水域などの自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

水道事業について申し上げます。小軽米簡易水道統合事業につきましては、配水管布設工事、舗装本復旧工事が発注済みとなっており、残る工事につきましても順次準備を進めているところであります。今後とも安全な水の安定供給を図りながら、効率的な事業運営を目指してまいります。

学校教育関係について申し上げます。新年度各小学校の通学路において、安全、安心の確保のため、全小学校のスクールガードの見守り活動のもと、新1年生が元気に登校する姿が見られております。

町内の小中学校では、一部順延開催がありましたが、5月の晴れ渡った青空のもとで運動会、体育祭が行われました。日ごろ培われた友情や団結力により、すばらしい競技や応援合戦が展開され、保護者や地域の皆様からは大きな声援が送られておりました。

小中学生の学力向上と特別支援対策につきましては、学力向上支援員と特別支援員を小中学校へ配置し、児童生徒それぞれの学力に応じたきめ細かい事業展開と学習支援が行われ、基礎学力の向上や支援が必要な児童生徒の学校活動のサポートを進めております。

次に、生涯学習関係について申し上げます。さる4月23日、軽米町立図書館が文部科学大臣表彰を受賞しております。読書ボランティアによる読み聞かせや学校を巡回しての読み聞かせ、朗読会等により読書活動の普及を図っていることなどが

受賞の大きな要因と聞いております。今後とも読書活動の推進に努めてまいります。

46年目を迎えた寿大学は、96名の受講生を迎え、5月9日に開講式が行われました。今年度は、社会参加や自己の充実を図るための10講座を計画しております。

ハートフルスポーツランドに住民参加で植えられた芝桜は、5月中旬から咲き始め、パークゴルフ愛好者を初め、スポーツイベント参加者などが訪れ、素晴らしい景観を楽しまれておられました。

また、住民のスポーツへの参加機会をふやす目的で参加しているチャレンジデーは、ことしで13回目の参加となり、秋田県八郎潟町を対戦相手として5月30日に開催されたところであります。敗戦となったものの、防災行政無線でラジオ体操の全町一斉放送を実施するなど、町民総参加の機運の高揚に努めた結果、各団体等からのご協力や多くの町民の皆様からのご参加をいただき、天候に恵まれない中で、昨年の参加率を4.2ポイント上回る結果となりました。今後も開催目的である誰もが気軽に楽しめるスポーツや運動の普及に努め、町民の健康・体力づくりの促進を図ってまいります。

以上をもちまして政務の報告といたします。今定例議会には専決処分の承認を求める議案1件、条例の一部改正に関する議案1件、損害賠償に関する議案1件、一般会計ほか補正予算に関する議案2件、合わせて5件の議案を提案させていただいております。議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） これで政務報告は終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において9番、松浦満雄君、10番、本田秀一君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松浦 求君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月19日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より6月19日までの9日間に決定しました。

◎議案第1号から議案第5号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦 求君） 日程第3、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてから日程第7、議案第5号 平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めると議案第2号 軽米町税条例の一部を改正する条例の2件について、税務会計課総括課長、小笠原亨君。

〔税務会計課総括課長 小笠原 亨君登壇〕

○税務会計課総括課長（小笠原 亨君） 議案第1号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号は、軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認をお願いするものでございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日に施行されたことに伴いまして、軽米町税条例等の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきました。つきましては、同条第3項の規定によりまして議会のご承認をお願いするものでございます。

説明は、新旧対照表でご説明申し上げます。最初に、町民税関係につきましてご説明申し上げます。今回の町民税に係る税制改正では、個人住民税の所得課税の見直しを行おうとするものでございます。

2ページをごらんください。1ページ下段から第27条の個人町民税の非課税の範囲についてですが、第1項第2号において障がい者や未成年者の方の個人町民税の非課税措置の前年合計所得金額要件を125万円から135万円に引き上げるものでございます。

続きまして、同じく2ページになりますが、第2項において、個人町民税の均等割の非課税基準をこれまでの仕組みに10万円を加えた金額以下の方を非課税とするものでございます。

続きまして、18ページをごらんください。附則第5条において、個人町民税の所得割の非課税基準を均等割と同じように、これまでの仕組みに10万円を加えた金額以下の方を非課税とするものでございます。

次に、固定資産税関係につきましてご説明申し上げます。今回の固定資産税に係る税制改正では、地方税法附則の見直しに準じた条例の整備と土地税制の措置を講ずるものでございます。

19ページをごらんください。第10条の2の関係ですが、地方税法附則第15

条第2項第1号の条例は、わがまち特例の割合について定めているものでございますが、見直しを行った上で条例を整備し、その適用期限を平成32年3月31日取得分まで2年期限を延長することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、再生可能エネルギー関係に係る固定資産税の課税標準の特例につきましては、第11項から第20項で定められているものでございます。

続きまして、24ページをごらんください。第11条の2の関係ですが、土地に関して課する固定資産税の特例について、所要の改正を行うものでございます。

24ページから26ページ、第11条の2から第13条において、土地に対する負担調整措置について、これまでの仕組みを平成32年度まで3年延長して継続するものでございます。

次に、たばこ税関係につきましてご説明申し上げます。今回のたばこ税に係る税制改正では、加熱式たばこの課税方式と紙巻きたばこの税率の引き上げ等について定めるものでございます。

10ページをごらんください。第88条の関係ですが、地方税法上の喫煙用の製造たばこの課税区分を新設し、加熱式たばこの区分を設けるものでございます。

続きまして、11ページをごらんください。第89条の2の関係ですが、加熱式たばこを製造たばことみなすことについて、所要の整備を行うものでございます。

続きまして、11ページから12ページをごらんください。第90条の関係ですが、たばこ税の課税標準について、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方式について、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算するものでございます。課税方式につきましては平成30年10月1日から実施しますが、激変緩和の観点から、5年間段階的に実施するもので、経過期間中の課税標準は新たな課税方式による紙巻きたばこへの換算を5分の1ずつふやしていくこととなります。

続きまして、13ページをごらんください。第90条の2の関係ですが、たばこ税の税率を1,000本につき5,262円から5,692円に引き上げるものでございます。国と地方のたばこ税の配分比率を1対1で維持した上で、平成30年10月1日から国と地方合わせて1本当たり1円ずつ、計3円を3年間で引き上げるものでございます。最終的な町のたばこ税は、1,000本につき6,552円となるものでございます。

続きまして、35ページをごらんください。改正条例第6条中、第5条第2項第3号の関係ですが、平成27年度税制改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで延長して適用するものでございます。

続きまして、36ページをごらんください。第13項の関係ですが、小売販売業者等が旧税率で仕入れた製造たばこを税率引き上げた後に新税率を含めた価格で販

売した場合に、税率の差に相当する税額を課税するもので、手持ち課税の実施時期を平成31年4月1日から平成31年10月1日に、税率を1,000本につき1,262円から1,692円に改正するものでございます。

次に、国民健康保険税関係につきましてご説明申し上げます。今回の国民健康保険税に係る税制改正では、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充を行おうとするものでございます。

15ページをごらんください。第127条、国民健康保険税の課税額の関係ですが、第2項において基礎課税額を54万円から58万円に改正しようとするものでございます。

続きまして、17ページをごらんください。第148条、国民健康保険税の減額の関係ですが、第1項第2号において5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を27万円から27万5,000円に引き上げようとするものでございます。

また、第3号において、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を49万円から50万円に引き上げようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

次に、議案第2号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第2号は、軽米町税条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。地方税法等の一部を改正する法律の公布により、償却資産に係る固定資産税を市町村の条例で定める割合で軽減することを可能とする特例措置の創設に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細についてですが、生産性向上特別措置法の公布により、集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業の生産性革命の実現のため、設備投資の促進に向けて、導入促進基本計画に適合し、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた先端設備等導入計画に記載された一定の機械、装置等に対して、固定資産税を課すべきこととなる年度以降3カ年度に限り、その課税をゼロとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） それでは次に、議案第3号 和解に関し議決を求めることについてと議案第4号 平成30年度軽米町一般会計補正予算（第1号）について、総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第 3 号と第 4 号の提案理由を説明申し上げます。

議案第 3 号は、和解に関し議決を求めるものでございます。内容でございますが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した経費のうち、平成 24 年度及び平成 26 年度に実施したものに係る第 5 次及び第 7 次損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない費用について原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があり、この案により和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

和解の相手方の住所は、東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号の東京電力ホールディングス株式会社であります。和解の内容は、1 番として、相手方は、町に対し和解金として 97 万円の支払い義務を負う。2 として、相手方は、1 の金員を町に対し、本和解成立後 14 日以内一括で支払う。3 として、町は、本和解に定める金額を超える部分について、本和解の効力が及ばず、町が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。4 番目として、本和解に定める金額に係る遅延損害金について、町は相手方に対し別途請求しない。5 番目として、本和解に定める手続の費用は各自の負担とするものでございます。

次に、議案第 4 号の提案理由をご説明申し上げます。議案第 4 号は、平成 30 年度軽米町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 580 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 3,080 万 7,000 円とするものでございます。

また、債務負担行為の補正として、3 ページの第 2 表、債務負担行為補正のとおり、平成 29 年度事業分新規求職者等地域雇用促進奨励金の限度額の変更並びに平成 29 年度事業分中小企業金融対策資金利子補給補助金の期間及び限度額を変更し、地方債の補正は 4 ページの第 3 表のとおり、過疎対策事業債に係る起債額の限度額を変更しようとするものでございます。

議案第 3 号と議案第 4 号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） それでは、議案第 5 号 平成 30 年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 議案第 5 号について提案理由を説明申し上げます。

議案第 5 号は、平成 30 年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）でございます。内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 145 万 8,000 円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,805万8,000円としようとするものです。

ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案5件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、中村正志君。

○2番（中村正志君） ただいま議案の提案説明をいただきましたけれども、議案第4号と議案第5号、補正予算の内容が一つも触れていません。それではあす、あさってから議案思考を私たちがやるのでしようけれども、ただこれを見ているだけでは内容をちょっと把握できない。その点で、もう少し事業内容等を含めた説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（松浦 求君） 休憩をいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（松浦 求君） それでは、再開いたします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、一般会計の補正予算の主な内容につきまして説明させていただきます。

歳入につきましては、6ページをお開きいただければと思います。まず1つが県支出金のところでございますが、地域経営推進費の、これは県の補助金ですが、内示をいただいたため、今回補正措置するものでございます。

そのほか、平成29年度の繰越金に係る繰入金、財政調整基金への繰入金と繰越金が主な内容となっております。

また、7ページの雑入につきましては、町民体育館の改修工事に係る日本スポーツ振興くじ助成金の内示をいただきましたことから、あわせて21款の町債とともに、今般補正計上させていただいたところでございます。

次、8ページ以降の歳出ですけれども、主なものにつきましては、金額の大きいものにつきましては、先ほど申し上げました繰越金に係る財政調整基金への積立金、あとは町民体育館の床の工事費が大きなものとなっております。

そのほか、職員の採用者が少なかったこと等もありまして、臨時職員の賃金等を計上させております。

そのほか詳細につきましては、特別委員会のほうにて説明させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） それでは、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、議案第5号 平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

まず、歳入予算では、第3款繰入金、第1項他会計繰入金の一般会計繰入金の29万5,000円を減額し、第4款繰越金、第1項繰越金に前年度繰越金175万3,000円を追加するものです。

また、歳出予算のほうでは、第2款サービス事業費、第1項居宅サービス事業費の委託料に145万8,000円を追加しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（松浦 求君） 以上で先ほどの質疑に対するお答えです。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案5件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。本日以降の特別委員会は、委員長から通知されます。

◎散会の宣告

○議長（松浦 求君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月13日午前10時からこの場で開きます。

それでは、散会いたします。

（午前11時06分）